

近世における江戸暦問屋と大小暦

『暦記録』にみる幕府統制の実態

小田島梨乃

Edo Calendar Wholesalers and *Daisshō* Calendars in the Early Modern Period : The Actual State of Shogunate Control as Seen in the "Calendar Records"

ODAJIMA Rino

はじめに

① 江戸暦問屋の成立と違法出版の取締り

② 『暦記録』にみる天保期の取締り
おわりに

【論文要旨】

本稿は、江戸暦問屋の裁判・願書の記録『暦記録 巻四』の分析を通して、天保期の暦出版統制の実態について考察しようとするものである。本史料は、従来分析されていない暦違法出版の裁判の流れを記録している。文政十三年（一八三〇）「板木屋定治郎一件」・天保六年（一八三五）「喜多村御役所江願書差上候坂本氏略暦一条」の二件の記録を見ると、この二事例を境に暦出版の取締り方針が変更・明確化されたことがわかる。主な変更点は、従来武家の私家版（交換用の「大小」と呼ばれる略暦）が取締り対象外とされていたのを、天文方高橋作左衛門（景保）の意向を汲んで取締り対象に加えた点である。これは、交換用の暦を取締り対象外としていた従来研究の通説が天保二年以降には当てはまらないことを示している。

この変更を経て、天保七年（一八三六）「暦似寄品取扱候者十八人名前縮御役所江申立候處於南御番所御裁許三相成候一件」では、暦問屋が実際に販売されていた大小

を証拠品として町年寄に提出し、販売に関与した地本問屋・板木屋・世利商人が過料を言い渡された。これは町触・『暦記録』に記された江戸における暦違法出版の唯一の取締り事例である。この事件から判明することは、①実際に大小暦が（恐らく本事例以前にも）違法販売されていたこと、②唯一の取締りも、暦問屋の訴えによる受動的な取締りであったこと、の二点である。

以上の史料分析を通して、今まで未解明であった江戸における暦出版の取締りの流れを確認し、取締り対象の変遷を追うことができた。実際に取締りが行われた天保期においても、幕府が積極的に暦の違法出版を取り締まっていたとは言いがたい。しかし、交換用の大小作成の違法化の背景に天文方の意向があることがうかがえる。当時の天文方の動向と暦出版との関連性については、今後の課題としたい。

【キーワード】 江戸、暦問屋、天文方、略暦、大小暦、暦記録

はじめに

本稿は、江戸暦問屋の裁判記録『暦記録 巻四』の分析を通して、天保期の暦出版統制の実態について考察しようとするものである。江戸幕府は貞享改暦（一六八五）以後、作暦を天文方主導に一本化し、地方の暦師の販路も規定することで暦流通の統制を企図した。これは、観象授時の精神の如く、自らの支配体制の象徴として暦の流通を重要視していたことの表れと考えられる。しかし実際は、作暦の過程は天文方・土御門家・幸徳井家の分掌体制であり、その主導者も流動的であった。また、地方暦師の統制についても領暦者の指定のみに留まり、その後発生した暦師同士の販路争いに天文方は関与しなかった。⁽¹⁾

本稿で取り上げる江戸においては貞享二年（一六八五）以降に複数回暦問屋の開板受付がなされ、元禄十年（一六九七）以降は新規受付は行われず、版權を持つ十一件の地本問屋が販売を担った。彼らは暦問屋仲間を構成し、天保の改革にて株仲間解散令が出された際にも継続を許された。幕府のお膝元である点・貞享改暦以前の歴史を持たないという点において、江戸は暦出版の統制をしやすい環境にあつたとも考えられる。実際に、同地では大坂・京都と比べ多くの暦出版統制に関する町触が出されていることが確認できる。⁽²⁾

しかし、江戸においても非認可の板元から出版される暦が統制されていたとは言いがたく、取締りの実態は明らかになっていない。なぜなら、暦問屋以外の暦出版を禁じる町触は頻繁に出されていながら、実際に検挙した事例は天保七年（一八三六）一例しか確認できないからである。⁽³⁾ また、この取締りの経緯や具体的な沙汰の内容は、町触には記されていない。つまり町触を用いた分析では、本来に違法出版事例は天保期の一例のみであるのか、取締りが機能せず、数多の違法事例のうち一件だけ

が検挙されているのか、判断しがたい。

先行研究においては、板木屋・浮世絵出版の側面から考察がなされている。吉原健一郎氏は「板木屋組合文書」を用いて暦の類似品（略暦）の統制について言及しており、天明四年（一七八四）には統制が緩和（武家の私家版を許可）され、寛政の改革にて厳禁とされるも、これを破って板行する者が多かったと述べている。その後も私家版の流通は続き、天保二年（一八三一）に全面禁止されたとしている。⁽⁴⁾ 一方で、浮世絵研究の観点から略暦の一種である大小の流通について説明した『原色浮世絵大百科事典』第三巻「絵暦」の章では、私家版の大小の流通のピークは明和二年（一七六五）であり、以降も私家版の板行は黙認されたため、寛政の改革・天保の改革などの出版物の規制が強化された時期にはかえって私家版の板行は活発化したと述べられている。⁽⁵⁾ 両者は本暦・略暦に関わらず暦問屋以外の暦販売は一貫して禁止されていたという点では共通の認識であるが、武家の配布・交換用として流通した大小については規制の有無やその時期について相違しており、板木屋組合文書や浮世絵以外の史料も使用しながら実態を再検証する必要があると考えられる。

本稿にて取り上げる『暦記録』（東京国立博物館蔵写本）⁽⁶⁾ は、江戸暦問屋仲間が暦に関する裁判や奉行所への願書について記録した史料で、全巻の項目は以下の通りである。

「巻一」

- 一 暦板行商売之者拾壱人ニ被 仰付候始末、右二付町御觸之写十一人之者御請追証文（元禄十丑年六月十九日―十一寅年六月廿六日）
- 二 御帳綴願御聞濟一件（元禄十一寅年九月四日―十二卯年三月晦日）
- 三 仙臺一件（正徳四年十二月十二日―五未年）
- 四 會津一件（享保三戌年二月―同五子年）

〔卷二〕

- 一 由緒書（享保十年巳四月）
- 二 たばこ入扇一枚絵等江略曆差入候儀御差止願、右一条年番名主中
今被仰渡書（寛延四未年九月―十月十九日）
- 三 宝曆御改元之節外題御覽書（宝暦元年未十一月四日）
- 四 大経師内匠御願ニ付曆板行仕方御尋之節御答、七曜曆之儀ニ付御
尋之節御答（宝暦三年酉十二月）
- 五 御校合ニ被成下候御名前前御尋之節御答、并已来御校合之御仕法願
書（安永五年申十月―十二月）
- 六 測量所吉田家今曆取メ方願ニ付十一人之者御吟味ニ付一同申立候
口書并曆壳徳書其外御答（天明三卯年四月廿二日―翌辰年五月廿八
日）

〔卷三〕

- 一 三島曆一件（文化二丑年七月―十月）
- 二 大経師内匠今諸国曆師ニ而仕立候曆江奥書致度旨願ニ付奈良屋御
役所今曆問屋由緒并壳場所曆仕入諸向御尋ニ付奉差上候書面（文化
十三子年六月廿五日―八月十六日）

〔卷四〕

- 一 板木屋定治郎一件（文政十三寅年十一月廿一日出訴 同年十二月
十五日天保与改元）
- 二 奈良屋御役所ニ而曆類ニ紛鋪品致彫刻間敷旨板木屋共江被仰渡
右御申渡之趣曆問屋江被仰渡（天保二卯年三月十日）
- 三 喜多村御役所江願書差上候坂本氏略曆一条（天保六未年八月）
- 四 略曆似寄品取扱候者十八人名前館御役所江申立候處於南御番所御
裁許ニ相成候一件（天保七丙申年正月廿九日）

- 五 喜多村御役所江町御觸被成下候節町役人共入念候様御取締願（天
保七申年九月十一日）

- 六 紙直段高直ニ付曆類直段相改申候段喜多村御役所江御届書（天保
七申年十月三日）

〔卷五〕

- 一 御写本之儀急速頂戴被仰被下度、喜多村御役所江願書（天保八
丁酉年八月五日）
- 二 紙直段高直ニ付曆類直段相改申候段樽御役所江御届書（天保九戊
戌年十月五日）

（東京国立博物館蔵『曆記録』巻一 各巻の項目番号は筆者加筆）

本史料を扱った研究は渡邊敏夫『日本の曆』⁽⁷⁾が代表的なものであり、主に巻一を参照して江戸暦問屋と他曆師たちの販路争いについて記述している。しかし巻二以降の内容については、巻四・巻五に記載された江戸曆の価格に言及しているもの以外には、管見の限りでは見つけることができなかった。⁽⁸⁾

筆者は従来取り上げられていない巻四の一〜五項目目の内容を分析した上で、同時期に出された町触や曆との関連性の検討を行った。特に江戸における唯一の取締り事例である天保七年の事件の経緯を詳らかにすることで、私家版の曆の規制状況を整理し、江戸における曆出版統制の実態を考察したい。

①江戸暦問屋の成立と違法出版の取締り

本章では、『曆記録』の検証に入る前段として、江戸暦問屋の成立から天保年間に至るまでの状況を概説し、曆出版統制の内容を整理する。

(一) 江戸暦問屋の成立

先に述べた通り、江戸暦問屋は貞享改暦後の新規開板にて板行が許可されたのが始まりである。当時は暦問屋の数が制限されておらず、次の町触〔史料一〕が毎年六〇八月頃に出され、希望すれば暦を出版できたことがわかる。⁽⁹⁾

〔史料一〕

一 来年之暦開板望之者ハ、写本可相渡候間、明日日中奈良屋所へ可申来候旨、町中不殘可被相触候事（略）
八月六日 町年寄三人

〔江戸町触集成〕第二卷二二六五、貞享二年（一六八五）八月）

江戸暦開板当初に何人の暦問屋がいたのか記録はないが、『暦記録』巻一の元禄十年条を見ると、前年（一六九六）には二十八人の暦問屋がいたことがわかる〔史料二〕。しかし、同条に記された暦問屋間の事件を経て、暦問屋は十一名に制限されることとなった。

〔史料二〕

御当地暦板行商売之儀拙者共親代々数拾年仕来候（略）元禄七年戊午 能勢出雲守様川口撰津守様御勤役之時人数式拾八人御極被下候、依之戌年ヨリ子年迄二一ヶ年相勤申候、然処二丑年右廿八人之内拾四人長谷川町三四郎と申ものを頼拙者共拾壹人を三四郎支配ニ付候様ニと拾四人之内七兵衛と申者を以拙者共方に申来候、拙者共三四郎元メニ仕候儀迷惑ニ存更ニ対決罷成候事（略）

丑六月十九日拙者共拾壹人御月番松前伊豆守様御前江罷出、右之趣御訴訟申立候（略）然者拾四人之者を除キ向後拾壹人ニ而暦板行可

仕旨被仰付候

〔暦記録〕巻一一一）

この事件以降明治改暦まで追加の開板希望を募ることはなく、版権が移動することはあったものの、江戸暦問屋は十一人に固定されることとなった。

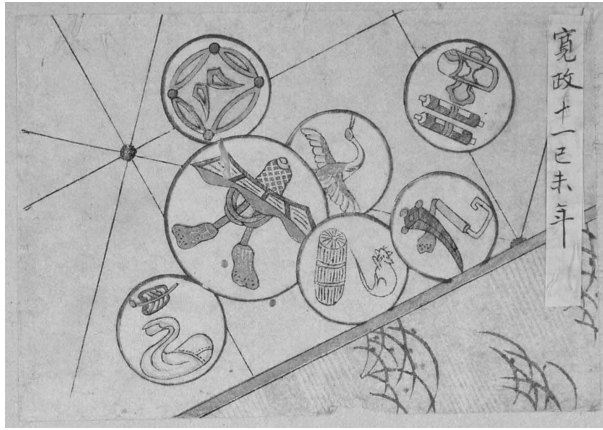
(二) 江戸における暦出版の取締り

十一人体制の暦問屋仲間が成立して以降、暦出版に関する町触は定型のものが頻繁に出されている。これは主に二つの趣旨で構成されており、一つ目は暦問屋十一名以外の暦出版を禁止する内容、二つ目は「暦紛敷板行」である略暦・大小（絵暦、大小暦⁽¹⁰⁾）の類の売買禁止の内容である。以下に、天明四年（一七八四）から慶應元年（一八六五）まで、ほぼ同内容で計二十一回、断続的に出されていた町触を挙げる〔史料三、傍線は筆者による〕。

〔史料三〕

来已暦板行之儀、暦屋拾壹人之もの共江写本相渡、暦類板行申付候、依之拾一人之外、脇々ニ而暦類一切致間敷候、右暦之義は重キ儀ニ付、年々右之趣相触候所、近來暦類紛敷板行致候もの有之旨相聞、甚以不埒之至候、向後略暦並大小之類一枚摺之品ニ而も、聊も暦ニ似寄候品之類売買は勿論、辻売等堅致間敷候、若相背暦類ニ紛敷事致候者有之は、嚴敷咎可申付条、町役人共より可訴出候、等閑ニ差置候ハ、家主五人組名主迄咎可申付候、此旨町中急度可触知者也〔江戸町触集成〕第八卷九〇二二、天明四年（一七八四）九月）

この町触の中で特に言及されている点を考慮すると、江戸において違



〔図〕 大小

この絵では、十六武蔵と思われる盤面に七つの駒が置かれ、それぞれに吉祥文様のモチーフが描かれている。モチーフの形が漢数字となっており、親の駒の忍緒が大、鼠と米俵は二、軍配と袋は三、七宝は四、鶴は七、丁子と蔵の鍵は九、小槌と巻物は十二と読み取れる。この数字は寛政十一年（一七九九）の大小の月と合致する。

[国立国会図書館蔵『絵暦』第一冊 国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/>) より引用]

法販売されていた暦は主に略暦・大小の一枚摺りであることが考えられる。略暦とは、暦日・暦注が全て記載された本暦に対し、日常で特に利用する内容（月の大小・雑節・朔日の干支など）を抜粋した簡略な暦である。大小は略暦の一種で、月の大小の順を入れた和歌・俳句・漢詩等の短文や、絵の中にパズルのように月の大小を表す要素を散りばめた摺物等を指す（〔図〕参照）。違法販売をする際には、情報量が多く彫刻に高度な技術を要する本暦と比べ、月の大小や主要な暦注さえわかれば作成が可能な略暦の方が容易であったろう。また、略暦の違法販売を助長したであろう要因として、配布用・贈答用の暦の印刷は黙認されていたことが挙げられる。大小の交換は好事家の間で人気を博し、明和二年（一七六五）には大規模な交換会が開かれた。⁽¹¹⁾以降も定期的に大小が交

換・収集されていたことが残存する大名の貼付帳からも確認でき、特に寛政年間（一七八九～一八〇一）の大小は他の時期と比べ残存数が多くなっている。⁽¹²⁾以上の内容を踏まえると、先に挙げた私家版の暦に関する二つの先行研究は、寛政期までの統制については『原色浮世絵大百科事典』の言及が正しいように見受けられる。同書によると、交換用の大小は出版物の規制から外れていたが故に、浮世絵への規制が強化された時期には反動で美麗な大小の作成・交換が活発化したとも記載されている。⁽¹³⁾当時の状況を象徴する事例として、寛政十一年（一七九九）には一枚絵・大小の版行に際しては届出を行い、華美であれば彫刻を禁ずる町触が出されている。⁽¹⁴⁾また、配布用としては寺社の土産物の略暦や、商店が店名と暦を載せて年の瀬に得意先に配った引札暦も多く流通していた。⁽¹⁵⁾

これらの略暦の流通が暦の違法販売の隠れ蓑となり得る理由は、双方とも売買される出版物の販路を經由しないが故に改印が無く、板木屋や問屋の名前が記載されなかったため、違法販売された暦と判別しがたいからである。実際に第二章にて取り上げる『暦記録』の裁判記録においても、販売用の暦を贈答用と言いつくす場面が記されている。この状況は江戸時代当時に違法出版の取締りを困難にしたであろうし、現在においては残存する暦のうち、どれが違法出版物であるかを判別しがたい要因となっている。

以上の理由から、多くの略暦が現代に残されていないながらも、違法出版物の流通量・違法とされた基準は未解明のままである。また、先に述べたように実際の取締り事例がほとんど残されていないこと、町触が例年同時期に定型文で出されるのみで、町奉行以上の意向が反映されたものが不明瞭であることから、幕府の暦出版統制への姿勢が消極的であったことが想定されるが、この仮説も違法出版物の流通有無が判然としなため、検証は進んでいない。

(三) 天保期の暦出版統制

以上の状況を踏まえて、天保期に出された暦出版に関する町触を二例紹介する〔史料四・五、傍線は筆者による〕。これらは先に挙げた定型文の町触とは異なる内容となっている。

〔史料四〕

町々 板木屋共

略暦并杓摺大小之儀二付而は、先年今度々之御触、猶又天明之度之申渡も有之候得共、右申渡之趣紛敷相聞、終二は其方共心得違も生し候様成行候二付、向後は暦問屋拾壹人板下之外は、縦令武家方々訛候共急度相断、暦類二似寄候品一切致彫刻間敷候、若申渡之趣於相背は各可申付候条、一同心得違無之様可申合候

暦問屋共

右之板木屋共江申渡候間、其旨可存

右は今日水野出羽守殿江伺之上申渡候二付、板木屋共并暦問屋共江可申渡候

卯三月

〔江戸町触集成〕第十二卷二二六〇〇、天保二年（一八三一）三月

〔史料五〕

（略）例年私共方江商売御免成下置候節は、御触被成下置難有仕合奉存候、然ル処御免御暦之内、略暦大小之儀は旧冬以外不捌二付、不審奉存候間取調仕候処、当正月廿九日御届書を以奉申上候通、似寄大小取扱候者有之候二付、館御役所江夫々名前申上候処、南奉行所様江御差出二罷成、奉申上候名前拾八人之者共被召出御取調被成下、取次売仕候もの并板元之もの共被召出、御各被

仰付候段、私共被召出於御番所二被仰渡奉恐入候、右様嚴敷被仰渡候上は、此末似寄板行仕候もの可有御座義とは不奉存候得共、万々一心得違之者御座候而は奉恐入候義二付、何卒当年御触被成下置候節は、町役人共江厚相心得入念候様、御取締被成下度奉願上候、以上

天保七年申年九月十一日 暦問屋行事 大坂屋喜兵衛

近江屋新八

喜多村御役所様

右之通喜多村彦右衛門殿江願書差出候処、先達而夫々被仰渡も有之義二付、猶又此節改而御申渡二は無之候得共、右様申出候間、一統心得候様無急度申繼置候様、御同所二而御申含有之候間、御通し申候、以上

申十月 明田惣蔵

〔江戸町触集成〕第十二卷一三〇六二、天保七年（一八三六）九月

〔史料四〕は、略暦・大小の印刷について心得違いをする者がいるため、今後は武家の注文であっても暦問屋以外は印刷してはならないとしている。この内容は配布用・贈答用の暦印刷については黙認するという先例を覆す内容である。また、〔史料五〕は先述した唯一の取締り事例について触れている町触で、大小を取り扱ったとして十八人の者と販売関係者が処罰を受けたと述べられている。どちらの事例も、取締りが形骸化していたのであれば生じにくい内容であると言えるだろう。これらの町触が出されるに至った経緯・取締りの内容を調査することで、未解明であった幕府の取締りに対する姿勢を考察することが可能であると考えられる。

本稿で取り上げる『暦記録』巻四では、第二・五項目目がそれぞれ〔史料四・五〕の町触の内容となっており、第一・四項目目では町触を出す

原因となった事件について記載している。次章では第一・三・四項目目を主に取り上げたい。

②『暦記録』にみる天保期の取締り

(一) 板木屋定治郎一件(文政十三年)⁽¹⁷⁾

この項目は、板木屋定治郎が大小を摺っていたことの是非を問う訴訟について述べられている。本件は暦問屋を訴訟人、板木屋定治郎を相手方とする出入筋の手順に沿って記録されており、冒頭は暦問屋行事から南町奉行筒井伊賀守政憲への次のような目安となっている。

〔史料六〕—①

(略) 従古来私共拾壹人江御写本頂戴仕、商売 御免被為 仰付被下置難有仕合ニ奉存候、依之御曆之儀者大切ニ付、私共拾壹人之外、御本曆者不及申略曆似寄大小ニ而も紛敷類脇々ニ而堅致申間敷旨、古来より毎年町中御觸被 成下、冥加至極難有仕合奉存候、然ル処、此度橋本町四町目市右衛門店定治郎并同人方同居矢吉義略曆似寄之品彫刻致、見世先ニ而摺立居候を見当候ニ付、何方被相頼候哉と相尋候処、家業之儀故外方より被相頼候由兩人共申之候間、曆之儀者例年厳敷町御觸茂御座候ニ付、其段為申聞私共方江右板木并摺本一枚預り置、以来右様成義者一切不致様一札差出可申旨及掛合候処、一向聞入不申、左候得者向後右躰之品彫刻仕売物ニ致候心底も難斗奉存候、依之乍恐拾壹人一同難儀至極仕候ニ付、無是非今般御訴訟奉申上候、何卒以御慈悲右相手定治郎矢吉兩人共被為 召出以来右様之儀不仕候様、厳敷被為 仰付被下置候様、偏ニ奉願上候、以上

この目安によれば、暦問屋以外は略暦であっても販売してはならないと昔から触が出ていることを前提として述べ、それにも関わらず定治郎と矢吉の親子が店先で略暦を摺っていたため、見咎めた。その際に、暦問屋は誰からの依頼で摺っているのかを確認し、板木と摺物一枚を回収したと記載している。以後暦を摺らない旨の一札を提出するよう求めたが親子は一向に聞き入れず、売物にする恐れがあるため、取締りを願ったとのことである。

次にこの訴えを受けた相手方の返答書の写しが続く(〔史料六〕—②、傍線は筆者による)。

〔史料六〕—②

乍恐以書付御答奉申上候

(略) 私共義板木渡世仕罷在候処、御出入有馬玄蕃頭様分御詔御曆大小巻枚摺之板行彫刻摺立致居候処、御府内暦問屋拾壹人之内惣代年行事(略) 罷越、紛敷板行類ニ而も有之候哉と存右板木取上ケ、私共兩人相手取当月廿二日当 御番所様江御訴訟申上候得共、同廿八日双方可罷出旨御裏書頂戴相付拜見奉恐入候、依之乍恐左ニ御答奉申上候

曆之儀者重キ儀ニ付例年町御觸之節一同承知奉畏候、然ル処御曆ニ略曆枚摺之儀者右御屋敷様御詔之品ニ而、例年御吉例ニ而御国紙写本等を御渡し被遊彫刻摺立共被仰付、是迄六十年来御出入仕罷在候ニ付、願人方江種々内濟之儀及掛合候得共聞入不申御出入訴ニ及ひ候得共、右者天明四年辰十月中板木屋行司四人之者奈良屋御役所江被相呼被申渡候二者、曆似寄之品者譬何方分詔參候共堅致問敷旨申渡し有之候得共、武家方ニ而御詔之品者不及御沙汰候旨、勿論町方ニ而売買之儀者堅致問敷、御屋鋪ニ而御曆ニ被成候儀者不苦候間、此段仲間江申伝印形取置可申旨被申渡候、右

二付私共前書彫刻仕候略曆壹枚摺之儀者、御屋敷様分御慰二御詔之品二而、売買仕候儀者無之故不苦儀と奉存彫刻仕候処、啓三郎源八板木并摺本壹枚取上ケ御訴訟仕、今更ニ至奉対御屋敷様江私共ニおゐて何共迷惑至極ニ奉存候間、何卒以 御慈悲奈良屋 御役所ニ而申渡之趣被為 聞召分、願人啓三郎源八両人之者共取上ケ候板木相返し、是迄之通渡世向差障り不申候様御利解被 仰聞被下置候て難有仕合奉存候、此段偏ニ奉願上候、以上

書き出しの部分から、大小を依頼したのが筑後久留米藩主有馬玄蕃頭頼徳であること、板木屋定治郎は暦問屋以外の暦売買禁止を認識していることがわかる。文中にある「天明四年辰十月中」についても、「史料三」の暦問屋十一人以外の暦販売を禁じた定型町触が最初に出された年と合致している。その上で、武家から依頼されたもの（私家版）は取締り対象ではない、という内容で板木屋仲間に伝えられ、受状を取るよう申し渡されたことと反論している（傍線部）。「御慰ニ御詔え之品」は、実用の略暦ではなく仲間内での交換用に作成した大小を指しているのであろう。前段では例年略暦を作っているとも述べており、今までは贈答用の大小を摺っても罰せられなかったことがうかがえる。

ここまでの内容は、従来の方針に沿った対応をしている板木屋定治郎側に妥当性があるように見受けられる。しかし、この後の奉行所での審問では配布・贈答用を黙認していること自体の是非を尋ねている。次に挙げる〔史料六〕―③は、掛役人から定治郎への審問内容である。

〔史料六〕―③

公仰 相手方江被仰渡候二者
毎年町觸有之節ニ武家方者不苦候事ニ心得居候哉、此方ニ而貳様二者町觸不出候其方申立候趣ニ而者、武家方となぞらへ候得

者春画或者銀之きせるかんざしの類を拵候而も武家方分と申候得者宜敷事と心得候哉

定治郎申上候二者

天明四辰十月中奈良屋御役所ニおゐて武家方御慰之儀者御沙汰ニ不及と被仰聞候間、右之趣を承知仕罷在候ニ付彫刻仕候公仰ニ

譬奈良屋存寄を以右様ゆるかせニ申渡候共、此方之町觸ニ右之趣有之哉、有馬玄蕃頭分申付候共、何方江相届ケ彫刻致候哉、譬大名たり共奉行たりとも暦之儀者大切之義故、容易ニ申付候事者有間敷事也、天明之度ゆるかせニ申渡し候共暦問屋共差障ニ相成候事ニ候ハ、以来相改聡と可申附、乍去此儀者容易不成事故窺之上可申付

まず掛役人は定治郎に対し、武家の注文であれば春画・銀煙管・かんざしについても作成して良いと心得ているのかを問うている。それに対し定治郎は、天明四年の禁令にて武家の私家版については取締りの対象外であると聞いたと弁明している。先に見た通り、実際は当時の町触〔史料三〕では販売への言及のみで、私家版については触れられていない。この弁明に対し掛役人は、町年寄が（私家版については作成を許すなどの）いい加減な事を申し渡したとしてもそれは町触に明言されていないだろう、有馬玄蕃頭が注文したと言うがどこかへ届け出て彫刻したのか、と問い糺した上で、暦については「大切之義」であり大名・奉行であっても簡単に注文できないとしている。また、天明四年時の町触で禁令の定義が曖昧であったため暦問屋の販売に支障をきたしているが、今後は正確に定めるとしても、簡単に決められない問題であるとして判断を保留した。

結局本件については追って沙汰するとして、掛役人は次回判断材料と

なる書類を持参するよう両者に申し付けて閉廷している。それを受けて願人（暦問屋）が書き留め置いた過去の町触等を持参していることが後続の内容からわかるのだが、板木屋も天明四年時（一七八四）の資料を持参したようで、『暦記録』には次の内容が写し取られている（史料六）④。

〔史料六〕—④

板木屋兩人分申立候被 仰渡書左之通
此間略曆大小之類壹枚摺之品ニ而茂曆ニ似寄候品之類、売買者勿論辻売等堅致間敷候旨、嚴敷町御觸有之候ニ付、其方共分茂別段申渡置候、夫ニ付武家方杯より慰ニ誂候分者別段之事ニ而御沙汰ニ不及候、右躰之品たり共売買物板行彫立之儀者致間敷旨嚴敷申渡置候間、心得違為無之猶又申渡候

板木屋行事請印

天明四辰年十月

この史料は同様の文面が板木屋組合文書にも記載されており、吉原氏の論文はこれを典拠としているのであろう¹⁸。ここでは町触にて触れられていない武家の私家版の暦について取締りの対象外と明言されている。板木屋組合文書における同内容の記事は「板木屋仲間取極発端」として寛政二年以降に後追いで記されたものではあるが、町奉行の記録である『文化撰要類集』においても天明四年に同内容の申渡しの記事があるため、内容の信憑性は高いと考えられる²⁰。

最終的に本件は内済が成立し、済口証文の写しが記載されている。その結論に相当する部分を以下に挙げる（史料六）—⑤、傍線は筆者による。

〔史料六〕—⑤

曆之儀者年々町御觸も有之、曆ニ紛敷義者一切彫刻不相成旨相弁罷在候得共、天明四辰年中町年寄奈良屋市右衛門殿方ニ而、御武家方御慰而已ニ而売買ニ不致候義者不苦旨被申渡も有之候ニ付、御出入御屋敷分任被相頼候ニ、売買ニ相成候品物ニ茂無之、子細も有之間敷と存彫刻仕候義ニ有之、併其御奈良屋市右衛門殿方江御届も不仕、右御屋鋪分任御頼彫刻仕摺立候段、全相手之者共心得違之段奉恐入、以来何れ之御武家方分御頼有之候共、略曆者不及申假令壹枚摺大小ニ似寄候慰之品たりとも向後決而□□致間敷旨相弁申候、然ル上者以来双方無申分右出入□□内済仕度奉存候間、何卒以 御慈悲御吟味御下ケ被成下置候様奉願上候処、願之通被 仰付偏御威光与難有仕合奉存候、為後証済口証文奉差上候仍如件

前半部分では、板木屋が提出した天明四年時（一七八四）の書類を用い言い分を認めている。しかし、武家から依頼を受けた際に販売用でないことを確かめず、曆を印刷することを町年寄に届け出ずに作成していることは心得違いだとしている。これを踏まえ、板木屋は今後については武家から頼まれた私家版であっても略曆・一枚摺り大小を作成してはならないとわかまえる旨を述べている（傍線部）。

この済口証文の日付が天保二年（一八三一）三月八日であり、先に挙げた「史料四」の町触も同年同月のものであることから、本件を経て武家の私家版印刷を禁じるという内容が町触に明示されたと言えよう。暦問屋は定治郎の件では違法出版の処罰に漕ぎ付けられなかったものの、初めて私家版の暦の印刷禁止を明言されるに至った点は大きな進展であったと言えるだろう。ここで考えたいのは、なぜこの「板木屋定治郎一件」にて従来と異なる見解が示されたのか、という点である。『暦記録』には

本件以前に私家版の是非を扱った訴訟の記録はなく、単に初めて訴訟を起こした結果、暦問屋に有利な判決となった可能性もある。もしそうであるなら、天保初期には彼らが先例を覆すことができるかと踏んだ何らかの背景があったのだろうか。

右の疑問を検討する材料として、本件に貼られていたとされる付札（史料六）―⑥、傍線は筆者による）について言及したい。⁽²¹⁾この付札は南町奉行筒井伊賀守政憲の伺書の写しで、「史料四」の町触にも記された老中水野出羽守忠成宛に書かれたものだと考えられる。

〔史料六〕―⑥

此度暦問屋共板木屋共相手取出入有之候ニ付為差扣取調候処天明四年四辰年九月

○町觸之写別紙有

右之趣申渡し置猶又年々歳敷申觸置候処、武家方分暦問屋共江略暦彫刻相頼候間相断候ニ付、直二板木屋とも江相詵候ニ付板木屋共分奉窺候処、天明四辰年十月中○別紙書付

右之趣申渡し請書取置候、其後文化未年中高橋作左衛門分植村駿河守殿江申立候○別紙書付

右申立候通暦之儀者重キ儀ニ候処、武家方ニ而偽製之略暦等彫刻致候而者下々之者共迷惑ニ相成可申哉、天明之度申渡之儀曲淵甲斐守不奉窺手切之取斗を以申渡候儀与奉存候、左候得者板木屋共心得方貳様ニ相成暦問屋共之詮も無之哉ニ奉存候、天明之度申渡候義棄損ニ致暦問屋共板下之外者略暦類彫刻不致様申付度、此段奉窺候以上

前段にて評定の概略が述べられたのち、傍線部以降に私家版の暦印刷禁止の理由が記載されている。曰く、文化末年（文化八年、一八一―）に高橋作左衛門（景保）から植村駿河守家長に何等かの申し立てがあり、

その内容が暦に関する事は重要である旨を記載したもので、それ故に武家方の私家版であっても作成しては「下々之者」が迷惑である。天明時に曲淵甲斐守景漸が独断で私家版は容認すると判断したことで板木屋は私家版なら制限なく印刷できると心得て暦問屋も仕方なく思っているの⁽²²⁾で、天明時の申し渡しは棄却し、私家版も禁止の対象としたい、という内容である。当時天文方筆頭であった高橋景保から若年寄植村駿河守家長に対し、恐らく暦の違法出版の取締りに関する申し出があったのである。残念ながら、「別紙書付」とされている申し渡しの内容は『暦記録』には記載されていない。しかし、文化八年頃（一八一―）の天文方の意向が、天保期の取締りの強化の要因の一つであったと考えることができるだろう。

この伺書をもって水野忠成の承認を取り付け、「史料四」の町触に繋がったと考えると辻褄が合う。『板木屋組合文書』では、天保二年三月十日の記事で「筒井伊賀守様被仰渡候写」として「史料四」と同様の文言が記されており、板木屋仲間にも確実に通達されたことが見て取れる。⁽²²⁾

（二）喜多村御役所江願書差上候坂本氏略暦一条（天保六末年八月）

次に『暦記録』巻四の第三項目「喜多村御役所江願書差上候坂本氏略暦一条」について検討する。これは訴訟の記録ではなく、暦問屋から奉行所に提出された上申型の訴願訴状のみである。⁽²³⁾

〔史料七〕

（略）私共捨老人板下之外、若脇々ニ而略暦似寄たり共板行仕候ハ、無用捨早速可申上旨奉申上候ニ付、無抛奉申上候、南伝馬町三丁目坂本氏と相記柱暦板行いたし差出申候、（略）来申年略暦も板行仕候様ニ候ハ、私共御請証文ニも相違仕奉恐入候間、

何卒右之段前書町役人共江被 仰渡被成下度奉願上候、尚又今一通り格別之大柱曆彫立候もの見当り有之候得共、板元名前相記不申有之、尤寺院方ニ与而已及承候二付、睨与申上兼候得共、見当候品入 御尊覽ニ置申候、何分ニ茂右様御觸之趣鹿略ニ不仕候様、御賢慮之程奉願上候以上

(略)

右之書面御月番ニ付喜多村御役所江証拠略曆相添差上候、尤館御役所
曆御役所江も右之段申上候御届書差上申候、其後御改曆差上候節、喜多村御役所ニ而被仰聞候者、前出願之趣当人今申聞候処、已来決而板行不仕旨申立候、依而書面者下ケ申候、若又当年も板行いたし見当候てハ、早速可申立旨被仰聞候

本件では暦問屋が二つの略暦を持ち込み、町年寄に対して違法性の判断を仰いだものである。一つ目は坂本氏と書かれた略暦で、本件の末尾の朱書きを確認すると、坂本氏とは仙女香という白粉を販売していた坂本屋であることがわかる。恐らくこれは店の宣伝用に配布された引札暦である。二つ目は大きな柱暦で、板元は記載されておらず寺院方で配布されたものだけ聞いているとしている。柱暦とは略暦の一種で、その名の通り柱に貼る細長い暦である。寺社の暦は土産物として人気が高く、参拝記念として配布されていた。この二例を挙げて、これらは暦問屋のみに暦販売を許可した請書に反しており、先年出された私家版の印刷を禁止する町触をも蔑ろにしているとして取締りを求めている。

この願書は、板木屋定治郎の一件を踏まえて攻勢に出た暦問屋が、武家の私家版以外の配布用の略暦も取締りの対象にしようと思図したものと考えられる。しかし結局本件は評定に発展せず、当人(坂本屋)に確認して今後は引札暦を作成しないことを確認するのみに留まっている。寺院方の柱暦については配布可否について触れられてもいない。結果的

に武家の私家版以外の配布用の暦は従来通り黙認されたと言って良いだろう。

先に検証した板木屋定治郎一件も併せて整理すると、暦出版の取締り基準は左の通りとなる。

- ・ 暦販売は本暦・略暦を問わず暦問屋仲間十一人に限り、仲間以外
- ・ 外彫刻、販売は共に禁止
- ・ 武家の私家版の印刷は販売用でなくとも禁止
- ・ 商店の配布する引札暦は黙認
- ・ 寺院方の土産物としての暦は黙認

引札や寺院の暦が取締り対象から除外された理由は、宣伝媒体であるため板元名が記されておらず、商店や寺により配布されるため確たる流通経路をたどることが困難であるためと考えられる。また、寺院については寺社奉行の管轄に当たるため、行政機関同士の摩擦を避けたとも想定できる。いずれにせよ、先の〔史料六〕⑥では「暦之儀者重キ儀」とする筒井伊賀守の見解が示されているものの、全ての配布用の暦を規制するほどの強制力は有していなかったと言えるだろう。

(三) 略暦似寄品取扱候者十八人名前館御役所江申立候處於南御番所御裁許ニ相成候一件(天保七丙申年正月廿九日)

本件は題に十八人の「御裁許」と書かれていること・天保七年(一八三六)の件であることからわかる通り、「史料五」の町触に記載された暦出版の取締り事例にあたる。冒頭の暦問屋の訴状から確認しよう。

〔史料八〕①

(略) 略暦大小近年売捌方相減し候処、昨冬者別而売方無数ニ御

座候ニ付不審ニ奉存(略)私共今例年差上候御請御証文ニ、若脇々ニ而曆類板行仕候者有之候ハ、早速可申上旨奉申上候儀ニ付、此節取調候處、略曆似寄之品々見当申候ニ付、則其品買取奉入御高覽候、何卒御取締之様奉願上候、依之買取候略曆似寄之品々差上此段奉申上候

これによると、曆問屋は昨冬(天保六年、一八三五)例年以上に大小が売れず不審に思つて調べたところ略曆が違法販売されており、買い取つたものを提出するので取締りを願いたいとしている。この引用部分に続けて、原文では曆に記載された板元の名前が列記されており、先の二例と異なり確かな違法販売の証拠を挙げている。それらは「板行二名前入と請取書差出し候分」と、「請取書差出し不申分」の二つに大別して記されている。「名前入」については、曆自体に地本問屋の名前が入っているもの他に、下げ札や包み紙に名前があるものも含むとしている。請取書の有無で分類しているのは請取書によつて販売を証明するためで、武家の贈答用と言ひ逃れるのを防ぐためであろう。全ての問屋の名前をここに挙げることはできないが、十八人の中には歌川広重『東海道五十三次』の板元として有名な保永堂竹内孫八や、同じく広重の『絵本江戸土産』の板元である金幸堂菊屋幸三郎などが含まれている。これを受けて南町奉行所に被告十八人全員が召集され評定が行われた。曆問屋行事は溜に居り、大人数が集まる中で全ては聞き取れなかつたとしながらも概要を記載している。奉行と相手方のやり取りについて要点を以下に抜粋する。

〔史料八〕―②

御奉行様被 仰

其方共義略曆大小似寄之品取扱候段、右曆之儀者不容易御品ニ而上

者 天子將軍今下者民百姓迄も日用ニ相備一日ニ而も相違有之候而者不相済大切之品ニ付、曆役人分取調 上江差上候節者封書ニ致し、我々共も拝見不相成其後町奉行江写本御渡ニ相成、曆問屋江板行申付候而も其掛リニ候得者、取調相違無之節商買御免有之、其節者町觸茂被仰付候、既ニ先年天門方高橋作左衛門分略曆之義紛敷品も有之哉ニ付、嚴敷被仰付度旨申出候義も有之ニ付、度々嚴敷申渡も有之、(略) 譬武家方御慰品たりとも相断板木彫刻致問敷旨申渡置候、(略) 此度大小似寄之品取扱候義曆問屋分申立候義ハ、見当次第可申立旨申付有之ニ付申立候義ニ有之、此内二者如何敷繪等も相見え殊ニ本問屋も有之が何と心得て売買致シタゾ

兩人斗御答 売もの二者致不申年玉ニ致し申候と御答申上候
仰ニ

譬売物ニ不致とも慰品たり共不相成訳ダ恐入タカ
一同恐入ました 仰ニ 不埒なやつだ手鎖申付ル

この部分は口語のまま記載されており臨場感が感じられる。まず町奉行は曆出版がいかにか「大切之儀」であるか強調している。曰く、曆は天皇・將軍から民百姓まで日用品として使い一日でも間違つては済まされないものであり、写本は封入されて町奉行も見ること叶わず、販売は免許を持った曆問屋仲間だけが許されているとの内容である。天文方高橋作左衛門(景保²⁴)も略曆の違法販売の取締り強化について言及しており、「史料四」の町触の通り武家方の私家版についても違法であるとしている。曆問屋には違法販売を見つ次第申し立てるよう申し付けたが、その中には「如何敷繪面(春画の絵柄の大小)」もあり、なぜ販売したのかと問い糺した。これに対し、二名だけが贈答用として作成したと弁明しているが、売り物でなくとも違法であるとし、手鎖を申し付けるに至っている。

奉行の沙汰の後、暦問屋行事も呼び上げられ、被告人とそれに対応する証拠品の調査が行われ、合わせてそれぞれの暦の彫方の確認も行われた。後日の訴訟の流れを以下に抜粋する。

〔史料八〕―③

一 同廿五日館御役所御慈悲願内伺ひ之事

行事 口上二而

当廿一日御届申上候通申立候名前之もの手鎖被仰付候二付仲間一同恐入御慈悲之義願上度旨申居候得共、思召之程難斗内々御伺申上候、可然被 思召候ハ、書面差上申度と申立候処、御手代衆御窺被下被仰聞候二者、此方分者御取締之程願度と申立候嚴敷御申付被下候様ニとハ不申立候得共、御奉行之思召ニ而被仰付候義二付、御慈悲願候ハ、腰折ニ相成思召も如何ニ付差扣可然、殊ニ入牢ニも相成候ハ、格別手鎖之義ニ付差置候様被仰聞候二付、御慈悲願者差扣申候

(略)

一 三月十三日五時無遅滞罷出候様 御差紙ニ付行司兩人罷出候処、申立候十八人之もの御調話ニ付掛り合候世利商人并板木屋とも罷出候(略) 罷出候処十八人之もの并世利商人板木職とも口書ニ印形御取被遊候、右相済候後御掛り様分行事共罷出候段申上候処、今日一件落着ニ付呼出し候間差扣居可申旨被仰聞候、夫より御白洲相始り一同溜江相詰候処、前々之通十八人并世利商人板木職之もの共御呼出し候、御奉行様被仰渡有之其御咎之次第二而拾貫文五貫文三貫文と夫々過料被仰付候、右被仰渡之趣逐一窺度候得共殊之外溜多人数之上問遠ニ付被仰渡伺取も不申候、依之記し兼候

これによれば同廿五日(二月二十五日)の奉行所への伺いは、先日の手鎖の沙汰について暦問屋仲間が慈悲願いを出したが、奉行所の手代衆から内々に願いを差し控えるよう言われ取り下げたという内容になっている。手代衆に曰く、入牢には至らず軽い刑罰で済んでいるのだから奉行の意向を曲げる願い出をすることはない、というのが理由である。この史料だけを念頭に置くと、今までの暦問屋の攻勢から一転、慈悲を願い出ているのは違和感があるが、暦問屋が地本問屋との関係を円滑に保ちたいと考えるのはもつともである。なぜなら、暦問屋は暦出版が多忙な八月〜一二月以外は他の出版物を扱っており、今回検挙された問屋とも同業者であったはずだからである。例えば、処罰された十八人のうちの一人、南新堀壱町目の竹内孫八は『東海道五十三次(保永堂版)』の板元として有名だが、その『東海道五十三次』はもともと暦問屋に名を連ねる鶴屋喜右衛門との相版を予定していたものである(最終的に鶴屋は降りたため、保永堂単独となっている)⁽²⁵⁾。暦問屋は相手方に想定以上に重たい処罰が下されてしまい、今後の問屋同士の関係性を鑑みて情状酌量を願い出たのではないだろうか。

その後も吟味が重ねられ、判決を言い渡されたのが次の三月十三日条である。当日は先般訴えられた問屋十八人の他に、暦を売り歩いた世利商人や暦を印刷した板木屋も召集され、口書を取り捺印している。最終的に町奉行より過料の言い渡しとなって落着した。誰がいくらの過料を申し付けられたのかは人が密集し聞き取れなかったとしているが、記述通りであれば三貫文から十貫文の過料だったようである。先の慈悲願いは未提出だが、結果的に手鎖から減刑された形となっている。いずれにせよ、暦問屋にとっては初めて実刑を伴う判決が下され、自らの利権を守る事ができた事例となったのは間違いない。

おわりに

ここでは本稿での史料分析を通して、新たに判明した内容をまとめた。
い。

① 暦の違法販売の実例

はじめに述べた通り、暦の違法販売については町触から略暦の違法販売があったことが想定されるものの、実際の販売に関する記録や違法出版された現物が未確認であった。今回史料内では十八人の販売事例が請取書という証拠とともに記載されており、少なくとも天保七年には十八件の問屋で（かつ、保永堂のような大手の問屋でも）販売されていたことがわかる。天保期に急に略暦の違法販売が盛んになったとは考えづらく、それ以前から販売されていたと考えられるのが自然であろう。暦違法出版の取締り事例が天保期以前に見当たらないことを合わせて考えると、天明四年以降、違法出版に呼応して町触は定期的に出されているが、積極的な取締りは行われていなかったと考えられる。

② 暦販売の取締りの流れ・手法

本稿では、暦出版の唯一の取締り事例である天保七年の事例について、『暦記録』を追うことで流れに沿って検証することができた。他の訴願と比較して特徴的だったのは、実際に違法販売されていた証拠（請取書）を押さえていた点である。これ以後、同様の取締り事例は記録されていないが、少なくとも天保十五年頃まで（一八四四）は大小の流通量に影響を与えていた可能性がある。その根拠は大名が蒐集した大小の数の変化である。筆者が調査した貼付帳⁽²⁶⁾にある大小三九三一葉を年代別に整理すると、明和二年（一七六五）～明治六年（一八七三）までの平均枚

数は三二・六葉／年であるのに対し、天保七年（一八三六）～十五年（一八四四）は一・七葉／年と大きく減少している。天保七～十五年の大小を継続して有する貼付帳は『絵暦』第二冊のみであり、その他の三冊の貼付け帖は一点を掲載するに過ぎない。また、長谷部言人氏は著書『大小暦』の「天保以降の大小」において、天保以降の大小については従来と比べ引札暦の割合が増加するとしており、この調査結果も天保七年以降の私家版の禁止、引札暦配布は黙認という状況を反映していると言えるだろう。

しかしながら、天保期の取締り事例も発端は暦問屋側による立件であり、証拠品を収集したのも暦問屋である。引札暦・寺院の土産物は引き続き黙認されていたことから、奉行所側が暦統制に積極的であったとは言いがたい。残存する大小の数についても、嘉永年間（一八四八～一八五四）には六・八葉／年、安政～明治年間（一八五四～一八七三）には十一・六葉／年と年々増加傾向にあり、天保七年以降の統制は長続きしなかったと考えられる。

③ 配布・贈答用の略暦の規制の変遷

第一章で述べた通り、従来の浮世絵研究では、大小は私的な交換を中心に流通し、浮世絵への規制強化の時期には規制の対象外である大小の交換が活発になったと説明している。しかし、今回の史料分析によってこの内容は天保二年以前にのみ当てはまることが判明した。私家版の印刷を禁ずる町触自体は梅田氏の論文において町触一覧に掲載されているものの焦点を当てられておらず、吉原氏の論文においては天保二年の規制の経緯については触れられていなかったことを考えると、今回取り上げた『暦記録』の一連の裁判記録は配布用略暦の規制の変遷をより正確に知る上で有意義であると言えるだろう。

本稿では触れることができなかったが、天保二年に規制内容が変更さ

れた背景についてはより深く考察する必要があると考える。今回取り挙げた一連の事例は暦問屋に起因するものではあるが、統制内容の変更を老中に打診し、十八人の違法販売者に実刑を下したのは当時の南町奉行であった筒井政憲であり、その筒井が論拠としたのは文化八年時（一八一二）の天文方高橋景保の意向である。筒井は一八一七年より長崎奉行を務めた人物である。⁽²⁸⁾その後町奉行となり天保の改革時に失脚するも、諸外国の圧力強化に伴い弘化二年（一八四五）には学問所御用に復帰し、海防・町政に関して多くの上申を行い、のちに天文方の機関である蕃書調所の御用も務めている。長崎にて諸外国の文化・学問に間近で触れた経験があり、町奉行時代には町民の意見も取り入れつつ市政を運営した筒井であれば、暦学にも明るく天文方の意向を尊重する姿勢を持っていた可能性も十分にあると言えるだろう。文化八年（一八一二）の天文方の状況はというと、ちょうど内部に蛮書和解御用が設置された年に当たる。⁽²⁹⁾蛮書和解御用は、外国との交渉が増加する中で洋学研究の必要性にかられた背景から設立され、主に外交文書の調査・翻訳、蘭書の翻訳に従事した。蘭書翻訳には長崎通詞であった馬場佐十郎も動員されており、外交における方針を検討する上で長崎と天文方の関係性は深かったと想定される。『暦記録』にて景保から若年寄植村家長に対し提出されたとされる申出の詳細な内容については不明だが、蛮書和解御用の設立に伴い洋学研究の集約が企図される中で、暦学、ひいては暦出版の管理についても幕府の管理下に置こうとする動きが生じていた可能性も考えられる。少なくとも、作暦・頒暦の集権化に向けた構想は、天保改暦に向けて天文方の中で着実に進行していった。⁽³⁰⁾こうした天文方の変化を背景として、文政四年（一八二二）に洋学に親和性の高い筒井が町奉行に就任したこと・天保五年（一八三四）には後に天保改革にて出版統制を行う水野忠邦が老中に就任したことなど、様々な人物の関与があつて天保七年の取締りに繋がったと考えられる。これらの暦出版を取

り巻く幕府側関係者の意向については今後の課題とし、筆を擱くこととしたい。

謝辞

本稿は基盤研究「奈良暦師吉川家文書を中心とする暦・陰陽道研究の史料基盤形成」の成果の一部である。ご指導頂いた共同研究の先生方に感謝申し上げます。

註

- (1) 梅田千尋「近世社会における『暦』」『同編』新陰陽道叢書 第三卷 近世（名著出版、二〇二二）九六～一二二頁
- (2) 同著「近世の暦統制と町触」『史窓』七二号（京都女子大学史学会編、二〇一四年）二三～三二頁
- (3) 同著、同論文、二三～三二頁
- (4) 吉原健一郎「江戸板木屋仲間と違法印刷—化政期を中心に—」『文学』四九号（一九八一年）一三八～一四八頁。同論文では武家の私家版の印刷は寛政の改革にて厳禁とされたと記載があるが、板木屋組合文書での該当箇所が明記されておらず、梅田氏の論文における町触一覧においても確認できないため、典拠不明である。
- (5) 『原色浮世絵大百科事典』第三卷 様式・彫摺・版元（大修館書店、一九八二年）一一〇頁。第三卷の執筆者は菊池貞夫・小林忠・村上清造。
- (6) 全巻揃いの写本は東京国立博物館本（全五巻）と国会図書館本（全五巻）であり、両者のうち、国会図書館本には頁抜け・欠字部分の省略・付札の省略が見られた。そのため、本稿では国会図書館本を参照しつつ、東京国立博物館本を元に翻字・検証を行った。
- (7) 渡邊敏夫「日本の暦」（雄山閣、一九七六年）第二編第五章「いせこよみ」（二六一頁）から第十二章「会津暦」（三三八頁）にかけて複数箇所を参照されている。また、同じく巻一を参照している文献として、佐藤政次『歴学史大全』（浩文社、一九六八）一〇七九頁の仙台暦の項が挙げられる。
- (8) 渡邊敏夫、前掲書、三二〇～三二二頁。同箇所を参照している他文献として、鈴木俊幸『書籍文化史料論』（勉誠出版、二〇一九）一二五～一二九頁が挙げられる。
- (9) 梅田千尋、同論文、二三～三二頁

- (10) 流行当時は「大小」と称されたが、刀の拵えなどと区別するため、便宜上「絵暦」「大小暦」と称する場合も見受けられる。本来は月の大小が記されたものであれば紙類以外にも「大小」であり、寛延四年（一七五二）の町触からは扇・たばこ入れ等の「大小」も作成されていたことがうかがえる。本稿では『暦記録』に倣い、「大小」を一枚絵の略暦を指すものとして用いた。
- (11) 長谷部言人『大小暦』（寶雲舎、一九四三年）一七七～二五頁
- (12) 例を挙げると、東京国立博物館蔵『大小暦類聚』は明和四年（一七七二）～享和四年（一八〇四）、国会図書館蔵『絵暦』は明和四年（一七六七）～明治六年（一八七三）までの大小を収めており、明治改暦まで大小が作成されていたことがうかがえる。特に『大小暦類聚』は寛政年間の作の貼付数が多く、全収録数の半数以上である一六四〇点を収録している。
- (13) 『原色浮世絵大百科事典』第三巻 様式・彫摺・版元（大修館書店、一九八二年）一一〇頁。
- (14) 『御触書天保集成』書籍并板行之部六四二二、寛政十一年（一七九九）十二月より要約。
- (15) 岡田芳朗『江戸の絵暦』（大修館書店、二〇〇六）一〇六頁「7 両大師」
- (16) 同編『暦の大事典』（朝倉書店、二〇一四）三四八頁
- (17) 本件の冒頭に「文政十三年十一月廿二日出訴、同年十二月十五日天保与改元、天保二年三月八日済口」と記されているため、本稿では天保年間の事例に含めて取り挙げた。
- (18) 北小路健校訂『板木屋組合文書』（日本エディタースクール出版部、一九九三）「仲間新古記録帳」一二頁
- (19) 定村忠士『板木屋組合文書と北小路健氏の仕事』『板木屋組合文書』（日本エディタースクール出版部、一九九三）三八九～四一四頁
- (20) 彌吉光長『未刊史料による日本出版文化』第三巻江戸町奉行と本屋仲間（ゆまに書房、一九八八）二八〇～二八一頁
- (21) 東京国立博物館本には付札に記載された内容として写しが取られており、国会図書館本は板木屋両人の申し立ての後に記載している。
- (22) 北小路健、前掲書、「仲間新古記録帳」五六～五七頁
- (23) 大平祐一『近世日本の訴訟と法』（創文社、二〇一三）三六五～三九一頁において、訴状は大きく分けて「出入型（冒頭に訴訟人・相手方の明記があるもの）」「願型（冒頭に訴訟人の名前、相手方は文中に記載）」の二つに分類されている。本稿にて取り上げた三例は全て「願型」に当たる。大平は「願型」訴状をさらに二分しており、他人を訴える「告訴型」、訴える他人が明記されない「上申型」を置いている。本稿に取り挙げた事例のうち、本節の項目は坂本氏と書かれた柱暦、としか記されていないため「上申型」とした。
- (24) 先年とあるので〔資料六〕⑥で触れられた文化八年時の高橋景保の板木屋への申立を差すか
- (25) 鈴木重三・木村八重子・大久保純一『保永堂版 広重 東海道五十三次』（岩波書店、二〇〇四年）一九九頁
- (26) 東京国立博物館蔵『大小暦類聚』全二十巻、国会図書館蔵『絵暦貼込帳』、同館蔵『絵暦』全二巻、同館蔵『恵合余見』全二巻、同館蔵『大小暦帖』、東京大学総合図書館蔵『摺拾帖』
- (27) 長谷部言人、前掲書、一六二～一六九頁
- (28) 以下筒井に関する記述は、佐野真由子『幕末外交儀礼の研究―欧米外交官たちの將軍拜謁』（思文閣出版、二〇一六）を参照した。
- (29) 以下蛮書和解御用に関する記述は、上原久『高橋景保の研究』（講談社、一九七七年）二四九～二七一頁、上原久・小野文雄・広瀬秀雄『天文暦学諸家書簡集』（講談社、一九八一年）九〇～九一頁を参照した。
- (30) 梅田千尋『近世社会における「暦」』同編『新陰陽道叢書第三巻 近世』（名著出版、二〇二二）一〇八～一二二頁

（東京大学大学院総合文化研究科博士課程）
二〇二二年三月一日受付、二〇二二年七月二二日審査終了

Edo Calendar Wholesalers and *Daishō* Calendars in the Early Modern Period : The Actual State of Shogunate Control as Seen in the “Calendar Records”

ODAJIMA Rino

The purpose of this paper is to examine the actual conditions of the control of calendar publication in the Tempō period through an analysis of “Calendar Record Volume 4,” a record of the trials and applications of Edo calendar wholesalers.

The conventional understanding of the clampdown on Edo calendar publication is that only calendar wholesalers were permitted to sell calendars, while the printing of calendars for distribution was tolerated. However, entries in the Calendar Records of the 13th year of Bunsei (1830) and the 6th year of Tempō (1835) indicate that private editions of samurai calendars (abbreviated calendars for exchange called “*daishō*”) were subject to control at the behest of the astronomer Takahashi Sakuzaemon (Kageyasu).

An entry in the court record after this change, in the 7th year of Tempō (1836), is the only case in which an illegal seller was punished. This entry clarifies two things: the first is that *daishō* were actually illegally sold, and the second is that this case started with a complaint by a calendar wholesaler.

The above analysis has made it possible to trace the evolution of the clampdown on calendar publication in Edo, and changes to the objects that were subject to control, which had not been clarified previously. Although the shogunate did implement a clampdown on the publication of calendars during the Tempō period, it was passive. However, we were able to confirm that developments at the *Tenmonkata* drove the criminalization of the production of *daishō* for exchange. The relevance of developments at the *Tenmonkata* to the publication of calendars is a matter for future research.

Key words: Edo, calendar wholesales, *Tenmonkata*, Abbreviated calendars, *daishō* calendars, “Calendar Record”